平成２８年（フ）第８９号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番１―106号
債務者　渡辺　靖之
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市林５―１―16　ユニゾンフロント103、住民票上の住所神奈川県横須賀市吉井４丁目25番１―203号
債務者　黒田　房志
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１２３号
青森市大字安田字近野１番地71　有料老人ホーム宝園
債務者　山口　清美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
青森市青柳１丁目12番２号
債務者　熊谷知加子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目27番６号　棗ヒルズ　ロ号室
債務者　和泉　智暁
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２５０号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2810番地10　コンフィデンスＫ・Ｓ102号
債務者　松永　正太
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８１９号
名古屋市南区浜田町４丁目120番地　元塩荘１棟903号
債務者　川村　敏子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
松江市東出雲町揖屋3405番地　雇用促進住宅１号棟107号
債務者　秋鹿　雄三
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５１６号
大阪府箕面市桜５丁目７番７号、前住所大阪府箕面市半町３丁目７番21号（403号）
債務者　松下　直美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５４５号
大阪市淀川区東三国１丁目31番９―601号
債務者　菊井　健二
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２０号
大阪市住之江区泉１丁目３番16―504号
債務者　倉田　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５４号
大阪市浪速区幸町３丁目４番10―805号
債務者　三浦　敏子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１９号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番28号　第一パンション102号
債務者　安藤　雅美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９８号
大阪府茨木市五十鈴町５番37号三和第７マンション302号、前住所大阪府茨木市水尾３丁目11番307号
債務者　川上　大介
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６号
北海道旭川市緑が丘１条１丁目１番地　市住2324号
債務者　田村　幸恵
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部